

農地移動適正化あっせん事業実施要領

〔昭和 45 年 1 月 12 日 44 農地 B 第 3712 号〕
農林事務次官

最終改正 令和 5 年 3 月 30 日 4 経営第 3245 号

(趣旨)

- 1 農業委員会が農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「農委法」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせん事業（以下「農地移動適正化あっせん事業」という。）及びこれに対する都道府県の指導事業は、この要領の定めるところによるものとする。

(農地移動適正化あっせん基準)

- 2 農業委員会は、農地移動適正化あっせん事業を行おうとするときは、あらかじめ、農地移動適正化あっせん基準（以下「あっせん基準」という。）を定めて、都道府県知事の認定をうけるものとする。
- 3 あっせん基準は、当該地域における農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定に基づき定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に即して、次に掲げる事項を定めているものでなければならないものとする。
 - (1) 農用地等の権利を取得させるべき者及びその者のうちの農業を営む者についての要件
 - (2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位
 - (3) 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が 2 人以上いる場合におけるあっせんの順位の定め方
 - (4) 農業農村整備事業等との関連上必要と認められる事項
- 4 都道府県知事は、あっせん基準の認定の申請があったときは、これを審査しそのあっせん基準が農業振興地域整備計画に適合し、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手となることを志向する農業を営む者（農地所有適格法人、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 3 項各号に掲げる要件をすべて満たす者、農業後継者及び新規就農希望者（新たに農業経営を行おうとする者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。）をいう。）を含む。以下同じ。）の農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を図るために有効かつ適当であると認められるときに限り認定するものとする。また、都道府県知事は、既に認定したあっせん基準につき随時審査し、農業振興地域整備計画との整合性の確保に努めるものとする。

(あっせん基準作成協議会)

- 5 農業委員会はあっせん基準を作成するに当たっては、市町村、地域農業改良普及センター等の関係機関及び農業協同組合、土地改良区等の関係団体並びに学識経験者で構成する協議会を開催し、その意見を聴くものとする。

(都道府県の協力指導)

- 6 農業委員会はあっせん基準を作成するため必要があるときは、都道府県に対し必要な協力を求めることができるものとする。

7 都道府県知事は、農業委員会があっせん基準を作成する場合には、その求めに応じて必要な協力援助をするほか、あっせん基準が次に掲げる要件をみたすものとなるよう指導助言に努めるものとする。

(1) 農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでに掲げる要件をそなえている者に限られる旨が定められているほか、農業振興地域整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態に対応して必要と認められる要件が定められているものであること。

ア その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあつては、飼養規模。以下同じ。）が、別に定める場合を除き、当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積（その基準面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあつては基準飼養規模。）を超えるものであること。

イ その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

ウ その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

(2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんについては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項の規定により認定を受けた者をいう。）又は認定就農者（同法第 14 条の 4 第 1 項の規定により認定を受けた者をいう。）を優先してあっせんすること。

(3) 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が 2 人以上いる場合におけるあっせんの順位については、次に掲げる基準及び 3 の (4) に掲げる事項を総合勘案してあっせんにより権利を取得させるべき者を定める旨が定められているものであること。

ア 農用地等の権利の取得後における経営面積と経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積との格差が小さい者に対して優先的にあっせんすること。

イ 農業振興地域整備計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して優先的にあっせんすること。

ウ あっせんすべき農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができる者と認められる者に対して優先的にあっせんすること。

エ 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者に対して優先的にあっせんすること。

オ 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と認められる者に対して優先的にあっせんすること。

(4) 農業農村整備事業等との関連上必要であると認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意思に基づいて実施される農業振興施策等がある場合であつて、この農業振興施策等との関連において (1)、(2) 及び (3) のあっせん基準にかかわらず特別の基準によりあっせんをする必要があると認められるときは、その特別の基準が定められているものであること。

(5) 基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画（以下単に「地域計画」という。）の

区域内においては、(2)から(4)までの規定にかかわらず、次に掲げる基準を勘案してあつせんにより権利を取得させるべき者を定める旨が定められているものであること。

ア 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第19条第3項に規定する農業を担う者(以下「農業を担う者」という。)が位置付けられている場合には、その者にあつせんすること。

イ 市町村が地域計画を変更することが見込まれる場合であつて、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあつせんすること。

ウ 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあつせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあつせんすること。

(あつせん譲受け等候補者名簿の作成)

8 農業委員会は、あつせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者(あつせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。)を登録したあつせん譲受け等候補者名簿(以下「名簿」という。)を作成するものとする。

なお、農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす。

(あつせん)

9 農業委員会は、次のアからウまでに掲げる場合に、10から15までに定めるところによりあつせんを行うものとする。

なお、地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の利用権の設定等(基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等をいう。以下同じ。)についてのあつせんの申出があつた場合及び名簿に登録されている者から農用地等の利用権の設定等についてのあつせんの申出があつた場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業(機構法第2条第3項に規定する農地中間管理事業)及び基盤強化法第7条各号に掲げる事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合において農業委員会によるあつせんを行うこととする。

ア 農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換についてのあつせんの申出があつた場合

イ 名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は借受けについてのあつせんの申出があつた場合

ウ ア又はイのあつせんに直接関連して他の農用地等を譲渡し、貸付け又は交換のあつせんを行うことが必要と認められた場合

10(1) 農業委員会は、9にかかわらず、9のアの農用地等の所有者からのあつせんの申出で、その売渡し若しくは貸付けの相手方を指定している場合等農地移動適正化あつせん事業の対象として不適当な場合又はあつせんの申出以前に既に実質的に契約を締結していると認められる場合、不動産業者等が介入していると認められる場合等農地移動適正化あつせん事業の対象として不適当な事実があると認められる場合には、あつせんを行わないものとする。

(2) 農業委員会は、9のアのあつせんについては、農用地等の権利移動の相手方となるべき者の候補者を名簿の登録者の中から1名以上選定し、その者があつせん基準に適合す

ることを確認の上、その者を当該農用地等の権利移動の相手方となるべき者として選定するものとする。

- (3) 農業委員会は、9のイのあっせんについては、当該申出者があっせん基準に適合することを確認の上、農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。
 - (4) 農業委員会は、9のウのあっせんについては、あっせん基準に基づいて農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。
 - (5) 農業委員会は、(1)の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実の有無の確認及び(2)から(4)までによる農用地等の権利移動の相手方となるべき者の選定の経過を記載した選定調書を作成するものとする。
- 11 農業委員会は、10により農用地等の権利移動の相手方となるべき候補者を選定した場合には、農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会にあっては、農業委員会の委員）の中からあっせん委員1人以上を指名し、当該あっせん委員をして農用地等の権利移動のあっせんを行わせるものとする。この場合には、農業委員会は、あっせんの申出をした者及び農用地等の権利移動の相手方となるべき者にあっせんを行う旨及びあっせん委員の氏名を通知するものとする。
- 12 あっせん委員は、あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立したときは、あっせん調書を作成し、農業委員会に報告するものとする。
- 13(1) 農業委員会は、12のあっせんが成立した旨の報告があった場合において、農用地等の権利移動の当事者の一方又は双方から、あっせん証明書の交付の申請があったときは、その者から契約書を提示させ、当該契約内容とあっせん調書との照合を行い、当該契約が当該あっせんに基づき成立したものであることを確認の上、あっせん証明書を交付するものとする。
- (2) 農業委員会は、(1)のあっせん証明書の交付後10の(1)の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実が判明したときは、あっせん証明書の交付の取消しを行うものとし、関係機関にはその旨通知するものとする。
- 14(1) あっせん委員は、次に掲げる場合には、当該あっせンを打ち切るものとする。
- ア あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立する見込みがないと認めるとき
 - イ あっせんの過程で10の(1)の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認めるとき
- (2) (1)の場合には、あっせん委員は、あっせんてんまつ書を作成し、農業委員会に報告するものとする。
- 15(1) 農業委員会は、14の(1)のイによりあっせンを打ち切った旨の報告を受けたときは、新たなあっせんの相手方を選定してあっせんを行うか、又は、あっせんをしないこととするかを決定し、あっせんをしない旨の決定をした場合には、その旨をあっせんの申出をした者に通知するものとする。
- (2) 農業委員会は、14の(1)のイによりあっせンを打ち切った旨の報告を受けたときは、あっせんをしない旨の決定をし、その旨をあっせんの申出をした者に通知するものとする。

(農地移動適正化あっせん台帳)

- 16 農業委員会は、この要領に基づく農用地等の売買、貸借又は交換についてのあっせんの結果を記載した農地移動適正化あっせん台帳を備え置くものとする。

(事前届出の勧奨)

- 17 農業委員会は、当該地域内の農業者等に対し、農地移動適正化あっせん事業の趣旨、あっせん基準等の周知徹底に努めるとともに農業者等が農用地等の売渡し、貸付け、買受け、借受け、又は交換をしようとするときは、あらかじめ農業委員会に届け出るように指導するものとする。

(農業委員会ネットワーク機構)

- 18(1) 農委法第 42 条第 1 項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県農業委員会ネットワーク機構」という。）は、農地移動適正化あっせん事業が適正かつ円滑に実施されるよう必要な農業委員等の講習及び研修を行うとともに、農業委員会に協力するものとする。
- (2) 農委法第 42 条第 1 項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構は、農地移動適正化あっせん事業が適正かつ円滑に実施されるよう都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う(1)の業務につき指導を行うものとする。

(都道府県知事及び地方農政局長)

- 19(1) 農地移動適正化あっせん事業を行う農業委員会は、毎年度農地移動適正化あっせん事業計画を定め、前年度の農地移動適正化あっせん事業実績と併せて 5 月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、農業委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業が適正かつ円滑に行われることを確保するため、必要なあっせん状況の報告を行わせるものとする。
- (3) 都道府県知事は、随時、農業委員会のあっせん状況の実態調査を行い、その結果農地移動適正化あっせん事業として不適正なもの又は、あっせん証明事務が不適正なものがあることが明らかになった場合には、あっせん証明書の交付の取消し等所要の是正措置をとるよう農業委員会を指導するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合は、当該都道府県のあっせん計画及び実績の取りまとめ結果を 6 月末日までに、(2)のあっせん状況の報告を受けた場合は、当該都道府県のあっせん状況の取りまとめ結果並びに(3)の調査結果及び農業委員会に対する指導内容を翌年度の 6 月末日までに地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長は、必要と認める場合には都道府県知事に対し、農地移動適正化あっせん事業の実施状況についての報告を求めることができるものとする。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 3054 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定に基づき、令和元年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 経営第 3245 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の規定に基づいて実施された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。